

隠岐の島町地域おこし協力隊（タクシー運転手）募集要項

令和7年7月16日

町内タクシー会社に運転手として就労していただく、隠岐の島町地域おこし協力隊について、次のとおり募集します。

1. 活動内容

隠岐の島町の公共交通を運行している隠岐タクシー業協会の会員となっている交通事業者のもとで勤務し、次に掲げる活動をしていただきます。

- ・公共交通事業者の運行業務支援
- ・公共交通の利用促進
- ・公共交通に関する情報発信
- ・公共交通を活用した地域の活性化に必要な活動
- ・その他、地域おこし協力隊としての研修・会議・活動への参加

※受入事業者のもとでノウハウや技術、地域の実情等を学びながら活動をしていただきます。

任期満了後、受け入れ先事業者での採用を目指すことも可能です。

※月・年単位で活動報告書の提出が必要です。

2. 勤務地

島タクシー株式会社

〒685-0013 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 11 番地内 1

TEL：08512-2-1234

加盟船主団体：隠岐タクシー業協会

3. 募集人員

1 名

4. 応募条件

下記の条件をすべて満たす方。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域に住民票があり、隊員決定後、生活拠点と住民票を隠岐の島町に移すことができる方
- (2) 申込時点で30歳以上60歳未満の方
- (3) 心身ともに健康で、地域おこし活動や隠岐の島町での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方
- (4) 地域の活性化に意欲があり、誠実かつ積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車第一種運転免許を受けて、運転経歴が（停止期間を除いて）3年以上経過している方
※採用後、普通自動車第二種運転免許を取得し、運転手としての活動を行っていただきます。
- (6) Word や Excel などパソコンでの基本的な操作ができる方
- (7) Facebook、X、Instagram等のソーシャルネットワーキングサービスを活用して情報の受発信ができる方

5. 活動時間

受入先の交通事業者の就業規則に準じます。

(1) 勤務日・勤務時間 シフト制①～⑥のローテーション

① 7:00～17:00 休憩2時間

② 8:00～24:00 休憩3時間

③ 休み

④ 7:30～22:30 休憩3時間

⑤ 12:00～25:00 休憩2時間

⑥ 休み

(2) 休日 週休2日（年間96日） 年末年始休暇あり

6. 雇用形態および期間

(1) 地域おこし協力隊員として市長の委嘱を受け、隠岐タクシー業協会の会員となっている交通事業者が雇用します。

※隠岐の島町との雇用関係はありません。

(2) 期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとします。

※年度ごとの雇用とし、業務内容を評価して最長3年まで更新する場合があります。

※期間終了後は、交通事業者において雇用の継続ができる制度を用意しています。

※職務怠慢や非行など、隊員としてふさわしくないと判断された場合は、雇用期間中であっても解雇等の懲戒処分を受ける場合があります。

7. 給与・賃金等

基本給 月額 365,000円（歩合制のため、時期や業務実績によって前後します）

手当 社会保険 厚生年金 雇用保険 精勤手当 家族手当

8. 待遇・福利厚生

(1) 社会保険等は受入先交通事業者の規定に準じます。（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）

(2) 住居費用、協力隊員の活動に必要となる研修・資格取得に係る経費については会社が負担します。

※普通自動車第二種免許の取得についても、会社が全額負担します。

(3) その他、活動に必要となるものは町が予算の範囲内において用意します。

(4) 事前に届出をして受理された場合は、兼業を行うことができます。

9. 試験の日時、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	試験会場	合格発表
第一次 試験	書類選考 提出された申込書を審査	—	募集期間終了後、隠岐の島町よりメールにて通知
第二次 試験	面接選考 30分程度の面接 日時：第一次試験合格通知の際にお知らせします。	隠岐の島町役場 （隠岐の島町下西78番地2） またはオンライン面接 ※どちらか選択可	試験日当日～3日後以内に隠岐の島町よりメールにて通知

10. 受験手続

隠岐の島町ホームページより申込書様式をダウンロードし、メールまたは郵送（必着）してください。

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2 地域振興課定住推進係

TEL : 08512-2-8570 FAX : 08512-2-2460 mail : chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

不明な点等は隠岐の島町役場 地域振興課 定住推進係までご連絡ください。